

# 福岡県公報

平成22年12月15日  
第3197号

## 目次

### 告示(第1955号 - 第1965号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	1
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	.....	2
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	.....	2
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	.....	3
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	.....	3
情報通信の技術を利用して行う知事の所管する行政手続等	(システム管理課)	.....	4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	4
換地を定めない土地の指定	(農村整備課)	.....	4
土地改良区の解散の認可	(農村整備課)	.....	5
公安委員会			
少年指導委員の委嘱	(警察本部少年課)	.....	5

## 告示

福岡県告示第1955号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成22年12月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称  
糸島市志摩久家字嘉永開16番1
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
糸島市志摩小富士2543番地  
大神 秀嗣

福岡県告示第1956号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成22年12月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡久山町大字山田字川原田1578番9
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
糟屋郡久山町大字山田1639番地 アビー101  
篠崎 友哉  
篠崎 幹子

福岡県告示第1957号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成22年12月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称  
朝倉郡筑前町四三嶋大字金茸原573番1から573番3まで、573番7から573番9まで

、574番、575番3から575番5、575番7、575番8、575番14、575番15、578番1、578番3、615番1、615番2、619番1、619番3、619番7から619番9まで、620番1、620番5、2013番6及び2013番7

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

朝倉郡筑前町篠隈373番地  
筑前町長 田頭 喜久己

福岡県告示第1958号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年12月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成22年11月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ドラッグストアモリ柳川大和店
- (2) 所在地 福岡県柳川市大和町徳益字晴天22番1 外

3 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
ドラッグストアモリ柳川店	ドラッグストアモリ柳川大和店

福岡県告示第1959号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったの

で、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年12月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成22年11月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ドラッグストアモリ甘木インター店
- (2) 所在地 福岡県朝倉市一木字合畝1221番1 外

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐輪場の位置

変更前	変更後
福岡県朝倉市一木字合畝1221番1 外	福岡県朝倉市一木字合畝1221番1 外

(2) 荷さばき施設の位置

変更前	変更後
福岡県朝倉市一木字合畝1221番1 外	福岡県朝倉市一木字合畝1221番1 外

(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前		変更後	
廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)	廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
福岡県朝倉市一木字合畝1221番1 外	9.620	福岡県朝倉市一木字合畝1221番1 外	10.368

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前	変更後

開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
午前9時	午後11時	24時間営業	

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時30分から午後11時30分まで	24時間

福岡県告示第1960号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年12月15日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 届出年月日

平成22年11月30日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグストアモリ柳川大和店

所在地 福岡県柳川市大和町徳益字晴天22番1 外

## 3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐輪場の位置

変更前	変更後
福岡県柳川市大和町徳益字晴天22番1 外	福岡県柳川市大和町徳益字晴天22番1 外

## 4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前	変更後
-----	-----

開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
午前9時	午後11時	24時間営業	

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時30分から午後11時30分まで	24時間

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置	出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置
2箇所	福岡県柳川市大和町徳益字晴天22番1 外	3箇所	福岡県柳川市大和町徳益字晴天22番1 外

福岡県告示第1961号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年12月15日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 届出年月日

平成22年11月30日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグストアモリ吉井店

所在地 福岡県うきは市吉井町681番地1

## 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変 更 前		変 更 後	
開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
午前 9 時	午後10時	24時間営業	

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変 更 前		変 更 後	
午前 8 時30分から午後10時30分まで		24時間	

福岡県告示第1962号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県規則第25号）第3条の規定に基づき、次のように情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称、条項、当該使用の開始日及び対象手続を公示する。ただし、当該対象手続に係る申請等は、同規則第4条第4項ただし書の規定により、電子署名を要しないものとする。

平成22年12月15日

福岡県知事 麻 生 渡

手続等の根拠となる法令 又は条例等の名称	条 項	使用の開始日	対象手続
調理師法（昭和33年法律第147号） 調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）	第5条の2第1項 第4条の2	平成23年1月4日	調理師業務従事者届

福岡県告示第1963号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年12月15日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市塔原西2丁目648 - 1、648 - 3、648 - 4、648 - 6 から648 - 18まで及び650 - 4並びにこれらに区域内の道路、水路である市有地の全部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

筑紫野市二日市中央1丁目8番17号

株式会社 アスカ住宅

代表取締役 竹下 隆平

福岡県告示第1964号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業角田中部地区第1換地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成22年12月15日

福岡県知事 麻 生 渡

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積（平方メートル）
豊前市	中村		33番1	田	1319のうち92
豊前市	中村		91番1	田	1887のうち61
豊前市	中村		319番	田	679のうち26
豊前市	中村		884番	田	582のうち62
豊前市	馬場		643番	田	241のうち59
豊前市	中村		179番1	田	418のうち36
豊前市	中村		323番	田	1426のうち111
豊前市	中村		75番	田	1242のうち6
豊前市	中村		313番	田	2324のうち39
豊前市	中村		25番	田	291のうち142
豊前市	中村		334番	田	2136のうち56
豊前市	馬場		646番1	田	1971のうち122

豊前市	馬場		636番 1	田	1197のうち24
豊前市	馬場		764番	畑	144のうち54
豊前市	中村		81番 3	畑	87のうち18
豊前市	畑		2326番 1	田	2753のうち62
豊前市	畑		2365番	田	1284のうち57
豊前市	畑		2418番	田	1426のうち135
豊前市	中村		371番	田	1343のうち23

福岡県告示第1965号

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成22年12月15日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	解散認可年月日
黒土西部土地改良区	平成22年12月6日

## 公安委員会

福岡県公安委員会告示第348号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、次の者を平成22年12月2日付けで少年指導委員として委嘱するので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により告示する。

平成22年12月15日

福岡県公安委員会

氏名	連絡先	活動区域
角 悟	0944-74-0110	

吉岡 靖高	大牟田警察署（少年係）	大牟田警察署の管轄区域
末藤 勝士		